

〈表2-59〉カナダの労働組合員数等の推移

(千人、%)					
年	2002	2003	2004	2005	2006
組合加入者	4,174	4,178	4,261	4,381	4,441
民間の労働力	16,110	16,579	16,959	17,182	17,343
組織率	25.9	25.2	25.1	25.5	25.6

資料出所 カナダ人的資源社会開発省 UNION MEMBERSHIP IN CANADA - 2007

一方、ビジネスを代表する団体に、カナダ商工会議所 (Canadian Chamber of Commerce) があり、中央、州政府への提言を活発に行っている。

ロシア

1 経済情勢

1998年8月に金融危機に見舞われたが、1999年以降、ルーブルの切り下げによる国内産業の復調と石油価格の高騰を主な原動力として経済は回復に向かい、2000年に実質GDP成長率は10%を記録した。その後もテンポは落ちたものの、成長を続けている。2007年の成長率は8.1%である。

消費者物価上昇率は2006年には9.0%まで低下したものの、2007年には11.9%と再び2桁台となった。

〈表2-61〉ロシアの実質GDP成長率及び消費者物価上昇率

(%)							
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
実質GDP成長率	5.1	4.7	7.3	7.2	6.4	7.4	8.1
消費者物価上昇率	18.6	15.1	12.0	11.7	10.9	9.0	11.9

資料出所 ロシア国家統計庁
(注) 前年比

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

近年の経済の好調を反映して、失業者数は減少しており、失業率は低下している。

(2) 争議の発生件数等

〈表2-60〉カナダの労働争議発生件数等の推移

(件、人、人日)					
年	2002	2003	2004	2005	2006
発生件数	294	266	298	260	150
参加人員	167,987	795,06	259,825	197,721	41,484
損失日数	3,033,540	1,736,312	3,224,528	4,149,130	813,116

資料出所 ILO "LABORSTA Internet"
(注) 半日以上継続し、かつ労働損失日数が10労働日以上の争議

〈表2-62〉ロシアの雇用・失業の動向

(千人、%)							
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
労働力人口	71,411	72,421	72,835	72,909	73,811	74,187	75,100
就業者数	65,124	66,266	67,152	67,134	68,603	69,189	70,600
被用者数	-	-	-	-	-	-	-
失業者数	6,288	6,155	5,683	5,775	5,208	4,999	4,500
失業率	8.8	8.5	7.8	7.9	7.1	6.7	5.9

資料出所 ロシア国家統計庁

(2) 雇用・失業対策の概要

ロシアの雇用関係を規定する基本法は労働法典と1996年4月20日付け「雇用に関する連邦法」である。また、職業紹介等の雇用政策を実施する機関の整備も進められてきている。

a 公的職業紹介

連邦政府の職業安定機関として、1991年に「連邦政府による国民の雇用に関するサービスセンター」が設立された。このサービスセンターの機能は以下のとおり。

- 労働者が置かれている環境が適切かどうかの評価
- 職業斡旋のための連邦・地方プログラムの遂行
- 使用者が新たな労働者を探す場合のサポート
- 失業者が技術的な技能を身につけるための職業訓練の実施とサポート
- 失業保険の交付

なお、ロシアの各地方に「連邦政府による国民の雇用に関するサービスセンター」の出先機関が設置されており、これらの設置等はロシア保健・社会発展省が決定している。

b 民営職業紹介

民間にも、職業紹介サービスを行う主体が多く存在する。それらは以下のようなサービスを提供している。

- (a) 企業に対する求職者紹介
- (b) 求職者に対する求人情報の提供、就職活動のサポート、就職のための訓練

(3) 若年者雇用対策

18-20歳の新規求職者を支援するため、公的機関が短期雇用を提供する制度が存在する。雇用に関する連邦法に基づき、当該年代の新規求職者は地域の雇用センターに登録され、この短期雇用に関する情報提供や短期雇用のアレンジを受けることができる。

(4) 高齢者雇用対策

特段の高齢者雇用対策はない。ただし、失業者に対しては、老齢年金の支給開始年齢の2歳前(男性58歳、女性53歳)から特別給付を受け取ることができる制度が存在する。

(5) 外国人雇用対策

特段の外国人雇用対策はない。なお、外国人を雇用する場合、地区の内務局において許可を得なければならない。

(6) 雇用保険制度

a 制度の概要

連邦保健・社会発展省が制度を監督し、地方雇用事業所がプログラムを管理運営している。

b 対象者

16歳以上55歳以下の女性、又は16歳以上60歳以下の男性。

c 受給要件

地方雇用事務所へ登録し、直近12か月のうち26週の雇用があること(フルタイムの場合)及び労働の意思と能力があること。なお、労働者の責めに帰す離職の場合には、支給が減額、延期または停止されることがある。

d 給付内容

給付は地方雇用事務所から12か月間支給される。給付額は、最初の3か月は失業直近賃金額の75%、次の4か月は60%、最後の5か月は45%である。

e 財源

連邦政府予算より拠出している。

(7) 職業能力開発対策

a 施策対象者

特段の専門的能力を持たない者や、専門的能力の欠如により希望する職に就けない者など。

特に、障害者の失業者、6か月以上失業中である者、軍隊を退役した者、および就職経験のない者は、職業訓練を受ける優先的な権利を持つ。

b 施策内容

国により、専門教育機関や公的機関の教育部門における専門職業訓練が提供される。

c 根拠法

「雇用に関する連邦法」

3 労働条件対策

(1) 賃金、労働時間及び労働災害の動向

賃金は急速に上昇している。また、労働災害数は減少している。

なお、ロシアの多くの企業では税金対策のために公式の給料とは別に非公式な給料が支払われており、したがって、公式の賃金統計よりも実際の賃金は高いといわれている。

〈表2-63〉ロシアの賃金及び労働災害件数等の推移

年	2003	2004	2005	2006	2007
平均賃金(ルーブル/月) (カッコ内は前年比(%))	5,499 (26.1)	6,740 (22.6)	8,530 (26.6)	10,634 (24.7)	13,518 (27.1)
消費者物価上昇率(%)	12.0	11.7	10.9	9.0	11.9
労働災害数(千件)	107	88	78	70	

資料出所 ロシア国家統計庁

(注) 1ルーブル=約4.6円(2007年期中平均)

(2) 最低賃金制度

法定の最低賃金は、労働法典第133条に基づき定められ、2007年9月以降月2,300ルーブル(約10,500円)となっている。この最低賃金は物価上昇を考慮して定期的に引き上げられているが、実際に支払われている賃金よりはるかに低いことから、他の先進諸国等と異なり、単純労働等に従事する低賃金労働者の賃金水準の目安と見ることはできない。むしろ、この最低賃金は、ロシア政府の社会保障制度で支払われる給付の算出根拠として活用されていることに存在意義がある。

(3) 労働時間制度

法定労働時間は、労働法典第91条により、原則週40時間とされている。ただし、同法第92条により、未成年者(16歳未満週24時間、16-18歳週35時間)、障害者(週35時間)、有害作業従事者(週36時間)、教育者、医者等には別途労働時間が定められている。

時間外労働については、法令上の上限は、連続する2日間で4時間、年120時間とされている。原則として労働者の書面による合意のもとに行われ、ほぼ2倍の額の割増賃金が支払われる。深夜労働は22時～6時と定められており、妊娠中の女性や18歳未満の者等の深夜労働は原則として禁止されている。

1労働日に、30分以上2時間以内の休憩・食事時間が与えられる。休日は週に2日又は1日であり、休日労働は2倍以上の支払いを受けることとされている。祝日は年に11日。有給休暇は、年に28日以上の基本有給休暇が与えられる。

(4) 解雇規制

雇用主が従業員を解雇する場合、解雇の理由は労働法典によって規定されたものでなければならない。

人員の余剰を理由とする整理解雇は、他に配転させることができない場合に限り認められており、また、労働組合に対して2か月以上前(大量解雇は3か月以上前)に通知が行われなければならない。

また、妊娠中の女性、3歳以下の子供がいる女性、14歳以下の子供がいるシングルマザー等の解雇は厳しく制限されている。

(5) 出産休暇及び育児休暇制度

女性は出産休暇を取得することができる。出産休暇は、出産日の前70日間と、出産後の70日間取得することができる。休暇中は国家社会保険から手当が支給される。

3歳以下の子供がいる母親及び父親(あるいは育児を実際に行っている者)は、育児休暇を取得することができる。育児休暇中は、国家社会保険の受給権利を保持したまま、短縮した労働時間又は自宅での労働が認められる。また、雇用者側は休暇前に占めていた職を保持しておくことが義務づけられている。

4 労使関係施策

労働法典及び1996年の連邦法「労働組合、その権利及び活動の保障に関する法律」により、労働組合の結成、権利、活動の保障等の他、労働組合の行う団体交渉の手続き、労働協約の締結等について定められている。

(1) 労使団体

おもな労働者団体は以下のとおりであり、推定組織率は36%である。

〈表2-64〉ロシアの労働者団体

団体名	設立年	組合員数	加盟組合
ロシア独立労働組合連盟(FNPR)	1990年	3,180万人	47組織(産別)
全ロシア労働総同盟(VKT)	1995年	128万人	5組織
ロシア労働連盟(KTR)	1995年	120万人	5組織

資料出所 国際労働財団(JIRAF)ホームページ

おもな使用者団体は以下のとおりである。

〈表2-65〉ロシアの使用者団体

団体名	設立年	性格
ロシア産業企業家同盟 (RSPP)	1991年	旧ソ連時代の団体を継承
ロシア経営者協会調整会議	1994年	ILO総会へ使用者の代表を送っている

資料出所 労働政策研究・研修機構

(2) 労働争議の発生件数等

労働争議発生件数は、特典現金化法^(注1)の施行等か

ら2004-05年に急増したが、2006年には激減し8件となった。

〈表2-66〉ロシアの労働争議発生件数等の推移

年	(件、千人・日)						
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
労働争議発生件数	817	291	80	67	5,933	2,575	8
労働損失日数	236	47	29	30	211	86	10

資料出所 ロシア国家統計庁

(注1) それまで年金生活者等に無料で提供されていた公共交通、医療等のサービスを有料化する代わりに、現金を支給するもの。現金支給額の少なさを不満として、各地でデモが起こった。

EU

1 経済情勢

2002年末から減速していた景気は、2004年以降緩やかに回復し、2006年の実質GDP成長率は2.9% (EU27か国)となった。

〈表2-67〉EUの実質GDP成長率

年 月	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (%)	
						1～3	4～6
実質GDP成長率 (EU27か国)	1.3	2.5	1.9	3.1	2.9	0.6	-0.1
(EU15か国)	1.2	2.4	1.8	2.9	2.7	0.7	-0.2

資料出所 EU統計局 (EUROSTAT) ホームページ
(注) 四半期値は前期比年率、季節調整値。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

EU27か国の失業率は、2004年の9.0%をピークに低下しており、2007年は7.1%、2008年の上半期も引き続き低下傾向である。

〈表2-68〉EUの雇用・失業の動向

年 月	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (千人)	
						1～3	4～6
労働力人口 (EU27か国)	225,838	227,892	231,112	233,603	235,395	236,648	-
(EU15か国)	178,993	180,789	183,849	186,123	187,884	189,390	-
労働力率 (EU27か国)	68.9	69.3	69.8	70.3	70.5	70.5	-
(EU15か国)	70.1	70.6	71.2	71.7	72.0	72.2	-
就業者数 (EU27か国)	202,023	203,754	206,923	210,815	214,673	216,020	-
うちパートタイム比率	16.5	17.2	17.8	18.1	18.2	18.4	-
うち有期雇用比率	12.7	13.3	14	14.4	14.5	13.9	-
(EU15か国)	162,307	163,696	166,242	169,016	171,831	173,054	-
うちパートタイム比率	18.5	19.4	20.3	20.8	20.9	21.2	-
うち有期雇用比率	13.2	13.7	14.4	14.8	14.8	14.3	-
就業者率 (EU27か国)	62.6	62.9	63.5	64.5	65.4	65.5	-
女性	54.9	55.5	56.3	57.3	58.3	58.6	-
55～64歳	40	40.7	42.4	43.5	44.7	44.8	-
(EU15か国)	64.4	64.8	65.4	66.2	66.9	67	-
女性	56.2	56.9	57.8	58.7	59.7	60.1	-
55～64歳	41.7	42.5	44.2	45.3	46.6	46.7	-
失業者数 (EU27か国)	20,517	20,902	20,761	19,241	16,944	16,228	16,335
(EU15か国)	14,471	14,853	15,152	14,520	13,312	13,019	13,202
失業率 (EU27か国)	9.0	9.0	8.9	8.2	7.1	6.8	6.8
(EU15か国)	7.9	8.1	8.1	7.7	7.0	6.8	6.9

資料出所 EU統計局 (EUROSTAT) ホームページ
(注1) 「労働力率」は、15～64歳。
(注2) 「就業者数」は、15～64歳。
(注3) 「失業者数」及び「失業率」の四半期値は季節調整値。

(2) 雇用・失業対策の概要

EUでは、毎年各国別に欧州雇用戦略 (囲み記事参照) の実施状況を審査し、結果を年次雇用報告としてまとめている。特に改善が必要な分野については、国毎に雇用勧告が出され、取組を促している。